インドビジネスニュース

インド駐在員の駐在時・帰任時の留意事項(駐在時編)

2025年2月

1. はじめに

外務省「海外在留邦人数調査統計」によるとインド在留邦人は2019年~2023年の過去5年間で約8,000~10,000人で推移しています。同期間の在留邦人数の上位2か国の米国と中国であり、それぞれの在留邦人数が米国は約414,000~444,000人、中国は101,000~116,000人で推移しています。上記の在留邦人数からインドの日系企業の駐在員は米国や中国へと比べて、各社単位でも少人数であることが想定され、所属する会社のサポート体制次第では、十分な情報が無いままに駐在を開始する可能性があります。この情報不足を補うために駐在員がインド駐在員の駐在時・帰任時の留意事項を駐在時編と帰任時編の2回に分けてニュースレターとして配信することとしました。

2. インド入国前の手続について

(1) 就労ビザ取得

駐在員とは、日本に企業に所属しながら海外の関連会社や子会社に就労する人のことを言います。従って、駐在前に就労ビザを取得し、インド入国審査の際に就労ビザを提示する必要があります。ここで就労ビザは、就労を目的としてインドに入国する外国人駐在員に与えられるものであり、以下の条件を満たす必要があります。

- 申請者が高度な技術や資格を持つ専門家であり、契約又は雇用ベースでインドの事業によって従事又は任命されていること。
- 資格のあるインド人がいる仕事、定型的な仕事、一般的な仕事、秘書や事務的な仕事ではないこと。
- 申請者はインド企業又はインドでのプロジェクト遂行に従事する外国企業に雇用されること
- 年間給与所得が25,000米ドル以上であること(但し、語学教師/翻訳者、民族料理人、在インド大使館/高等弁務官事務所勤務の場合はその限りではない)
- 申請者は納税義務など、すべての法的要件を遵守すること
- 就労ビザは申請者の出身国又は居住国から発給されたものであること
- 申請者に発給されるビザのカテゴリーを決定するために、申請者の雇用契約書及び 申請書類を準備すること
- 雇用主の名前を Visa Sticker に明記すること

(2) 就労ビザ申請に必要な書類

- a. 渡航証明書と再入国許可証(関係国の法律で義務付けられている場合)。
- b. 雇用契約を証明する書類
- c. 学歴及び専門知識を証明する書類

d. 就労先情報(インド会社法に基づく会社の登録、州産業局、輸出促進委員会、 又は産業・貿易分野で認められた推進機関への会社の登録証明など、駐在予定者と の雇用に関する書類)。

※必要書類に関する最新情報については、在日インド大使館(東京・大阪)又は ビザ申請代行業者にお問合せください。

(3) 雇用(出向)契約書を作成する際の留意点

雇用(出向)契約を締結する前に、従業員との出向契約条件を確定することが第一のステップです。正式な契約は、インド企業(インドでの雇用主)と駐在員との間で締結されます。その際、以下の点を留意する必要があります:

A) 給与の支払い場所

受入国(出向先の国)又は本国(出向元の国)、給与がインド国外の外資系企業によって支払われる場合、外資系企業はその給与はインド法人にクロスチャージすることができます。

- B) インド国内/国外での給与支払いに関する規制/為替管理規定.
- C) 恒久的施設 (PE)リスク(源泉徴収義務、インドの社会保障、物品サービス税 (GST)リスク)等の様々な税務上の配慮
- D) インドにおける従業員の税金及び社会保障負担に関する論点

インドの裁判所は、出向の取り決めにおける課税可能性を評価する際に、契約書や取り決めの内容の重要性を繰り返し強調しています。従って、不利な税務リスクを軽減するような雇用契約書を作成することが不可欠です。

(4) 就労ビザの有効期限

就労ビザの有効期限はインド政府と外国政府との二か国間協定、又はインド政府によって 承認された協力協定に基づき、就労者の属性により以下のような有効期限の定めがありま す。

属性	有効期限	Multiple Entry¹の 可否
技術者又は専門家	5年間又は合意期間のいずれか短い期間	~1 🗖
IT 技術者	3年間又は合意期間のいずれか短い期間	いずれも可
上記以外	2年間又は合意期間のいずれか短い期間	

雇用ビザは、法律等に抵触しない行動、雇用継続を証明する必要書類の提出、所得税申告、外国人に関する不利な安全情報がないことを条件に、最初のビザの有効期間を超えて1年ごとに合計5年まで延長することができます。

 1 Multiple Entry の雇用ビザとは、有効期間内に何度でも出入国できる査証で、雇用に従事することを可能にするビザです。

3. インド入国後の手続について

(1) 携帯電話の契約

インド入国後の各種セットアップをスムーズに進めるためにはインドローカルの携帯電話回線を確保することが必須となります。ローカルの SIM は、ローカルの携帯キャリアのショップでパスポートを提示することにより、現金で契約が可能です。また、銀行口座開設後に番号を維持したまま口座引落へ変更することが出来ます(その際、Prepaid SIM から Postpaid SIM に変更することができます。)。携帯電話本体はインド入国後に購入する

ことも出来ますが、クレジットカードの種類によっては支払いに制約があるショップがあるため日本から持参されることが望ましいです。

(2) 在留届の提出

在留届を提出すると大使館・総領事館から現地生活に必要な最新情報を E-mail で受け取ることができます。

(3) FRRO 登録

雇用ビザの有効期間が 180 日以上の場合は、到着後 14 日以内に FRRO²に登録申請を行う必要があります。登録後、FRRO からビザ期間中の居住許可証が発行されます。入国後に居住地に変更があった場合は更新する必要があります。

²FRRO (Foreigners' Regional Registration Office) とは、外国人地域登録局を指し、インドで外国人が滞在する際に登録する機関です。登録時に E-mail や電話番号の登録が求められます。 E-mail は出向先の ID のように一時的なものではなく、各個人がプライベートで使用しているものを登録すると帰任後も情報(以下、PAN 及び銀行口座の登録メールも同様)を入手することができます。

(4) PAN (Permanent Account Number≒納税者番号) の取得

インドで就労を目的とする駐在員は、PAN を取得する必要があります。PAN は 10 桁の 英数字で、インドでの経済及び金融取引を行うすべての人にインド所得税局から発行さ れます。この番号は、身分証明として、また、毎月の源泉徴収、所得税申告など、必要 な税務手続きを行うためのものです。

(5)銀行口座開設

一般的に駐在員がインドで銀行口座を開設する際の必要書類及び情報は以下となります。 (開設する銀行によって異なる場合がありますので開設の銀行担当者にご確認下さい)。

- ① 有効な外国パスポート
- ② 有効なインドビザ(182日以上有効な長期ビザであること)
- ③ FRRO居住許可証の写し
- ④ 海外住所証明
- ⑤ インドの住所証明
- ⑥ パスポートサイズの写真
- ⑦ PANカードの写し
- ⑧ 携帯電話番号及びE-mailアドレス

各種税金の電子納税が可能な銀行が指定されているため給与振込口座は指定銀行が選択されるのが望ましいです。

4. 駐在員の所得税について

(1) 駐在員のインドにおける納税義務 (課税居住者資格) について

インドにおける個人の課税の可否は、当該課税年度における居住状況によって決定されます。課税居住者資格は、当該課税年度及び過去10年間のインド滞在日数によって決まります。大きく分けて、ROR(通常の居住者)は全世界所得に対して課税

されるのに対し、RNOR(非通常の居住者)/NR(非居住者)はインド源泉所得・前受所得に対してのみ課税されます。課税対象は以下の通りです:

	ROR	RNOR	NR
インドにおいて受領した、又は受領したとみなされた所得で、インドにおいて発生した、又は発生したとみなされた所得。	課税対象	課税対象	課税対象
インド国外において発生又は発生した所得で、インドからコントロ ールされる事業又は職業に由来するもの	課税対象	課税対象	課税対象外
その他の国外所得	課税対象	課税対象外	課税対象外

(2) 駐在員の所得税申告義務について

各課税年度末に、その年の課税所得が 30 万インドルピー (新税制) を超える個人は、 所得税申告書を提出する必要があります。確定申告は、当該年度末の翌年 7 月 31 日ま でに所定の書式で電子申告します (課税所得に事業所得あるいは専門家報酬が含まれる 場合、申告期限は 10 月 31 日)。

給与所得の場合、源泉徴収は雇用主が行い、年度終了後に源泉徴収票が発行されます。 給与所得以外の所得が存在する場合、個人は所得とそれに対応する源泉徴収税額を雇用 主に報告し給与所得から源泉徴収をするか、四半期ごとの前払税としてまたは確定申告 前に自己申告により税金を納める必要があります。

ROR に適用される追加の税務申告要件:外国税額控除を申請する場合、ROR は確定申告書の提出前にForm67を提出する必要があります。ROR は、すべての国外資産および所得を、確定申告書の一部である所定の明細書に開示する必要があります。

(3) 所得税申告義務違反の罰則について

所得税法に基づく確定申告書の提出及び税金の納付を怠った場合、以下の罰則が 適用されます:

- A) 確定申告書の提出が遅れた場合、5,000 ルピーの罰金が課されます。
- B) 納税遅延/不足に対する利息:確定申告書の提出期限又はそれ以前に申告書を 提出しなかった場合又は税務当局通達に応じて申告書を提出しなかった場合 には、1ヶ月又は1ヶ月の一部につき1%の単利が以下の方法で計算されます。
 - 申告書が提出された場合:期限日の翌日から申告書の提出期限まで
 - 申告書が提出されない場合:期限日の翌日から審査終了日まで
- C) 前納税の不履行に対する利息:納税者が納付した前払税額が、賦課された税額の90%に満たない場合、納税者は、その会計年度の翌年4月1日から、税務当局による所得申告または査定が行われる日まで、1カ月または1カ月の一部につき1%の単利を支払う義務があります。
- D) 前払税の延納に対する利子:前納税を四半期ごとに所定の分割払いで納付しなかった場合、納税者は、申告された所得に対する不足税額に対し、3ヶ月間 1%の単利を支払う義務があります。直前四半期については、申告所得に対する不足税額に対して1%の単利が課されます。
- E) 所得申告書を提出しなかった場合の罰金:申告者が当該評価年度の終了前に 所得申告書を提出しなかった場合、評価官は当該申告者に対し、5,000インド ルピーの罰金を課すことができます。
- F) 確定申告書の未提出は、所得の過少申告と解釈され、過少申告された所得に 対して、納付税額の50%までの罰金が課されます;

インド愛知デスク ニュース

G) -従業員の給与から差し引かれた源泉所得税を中央政府に納付しなかった場合、 罰金とともに3ヶ月から7年の懲役が科せられます。

また、ブラックマネー法(Black Money Act, 2015)に基づく罰則も以下の通り適用されます:ブラックマネー法(2015年)に基づき、国外所得及び国外資産に関する税務申告を行わなかった場合、又は税務申告書に国外資産を開示しなかった場合、100万インドルピーの罰金が適用されます。ただし、国外資産(不動産を除く)の価額が200万インドルピーまでの場合は、上記の罰則規定は適用されません。

5. 終わりに

本ニュースレターでは、日系企業のインド駐在員の駐在時・帰任時の留意事項として、駐在時の留意事項を中心に解説をしました。冒頭に記載したとおり、インド在留邦人は米国や中国と比較すると少数であり、出向元のサポートが十分でない又は駐在員自体が十分な情報が無いままに駐在を開始する可能性があります。そのような状況の駐在員に対する準備や備えの一助となればと幸いです。なお、帰任時の留意事項については、改めてニュースレターとして解説をする予定です。

執筆

白砂 克平(しらすな かつへい)

公認会計士

2023年、太陽有限責任監査法人よりグラントソントン・インディアに出向、ジャパンデスクを担当。

東京都出身。

Katsuhei. Shirasuna@in. gt. com

グラントソントン・インディア

グラントソントン・インターナショナル加盟事務所。監査・保証業務、税務業務、アドバイザリー業務のフルライン専門サービスを提供。金融・自動車・メディア・ヘルスケア・不動産・消費財に強みを持つ。インド国内 13 都市 17 事務所、約 9,000 名の専門家を有する。

URL: https://www.grantthornton.in/ja/services/growth/global-expansion/india-japan/

◆<a>◇ 発行情報 <a>◇◆

インド愛知デスク

■発行元

2024年度インド愛知デスク運営業務受託者: 松田綜合法律事務所(担当:弁護士 久保達弘)〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目 1番1号 大成大手町ビル10階

TEL: 03-3272-0101 (代表) FAX: 03-3272-0102

URL: www.jmatsuda-law.com

■配信停止またはご送付先アドレスの変更・お名前の変更は下記アドレスにご連絡下さい。 aichidesk@jmatsuda-law.com